

## 第4章 バリアフリー化推進に係る基本理念と基本方針

烏丸地区のバリアフリー化を推進していくに当たっての基本理念と基本方針を示します。

### 1 全体構想におけるバリアフリー化推進に係る基本理念と基本方針

全体構想においては、以下のように全市的なバリアフリー化推進に係る基本理念と基本方針を定めています。

#### (1) バリアフリー化推進の基本理念

- ア 高齢者や身体に障害のある人などが、介助なしで日常生活や社会生活を送ることのできる環境整備を推進します。
- イ 市民や市内を訪れる人々が、公共交通機関を利用して移動したくなるような環境整備を推進します。
- ウ 障害のある人もない人も、誰もが利用しやすい、安全で快適な施設整備を推進します。

#### (2) バリアフリー化推進に係る基本方針

##### ア 段差解消を優先したバリアフリー化の推進

移動経路や車両に乗降する際の段差の存在は、多くの高齢者や身体に障害のある人などにとって障壁となるものであり、特に大きな段差がある場合には、車いす利用者などにとっては、移動そのものを断念せざるを得なくなるような障壁となることもあります。

したがって、バリアフリー化の推進に当たっては、段差解消を優先した施設整備の検討を行うこととします。

##### イ 移動制約者の特性を踏まえたバリアフリー化の推進

公共交通機関を利用するに当たって何らかの制約のある人は、高齢者や身体に障害のある人の他にも妊産婦、けが人など様々です。

また、身体に障害のある人、肢体障害のある人、視覚障害のある人、聴覚・平衡障害のある人、音声・言語障害のある人、内部障害のある人など、その身体的特性は異なっています。

したがって、バリアフリー化の推進に当たっては、移動に制約のある人の特性に十分配慮し、段差解消を優先しつつ、情報案内設備などのあらゆるバリアフリー化設備の整備について、検討を行うこととします。

##### ウ 利用者の意向に配慮したバリアフリー化の推進

施設や車両をどのように改善すべきかについては、高齢者や身体に障害のある人をはじめ、利用者の意向に配慮した検討を行うことが必要です。

したがって、バリアフリー化の推進に当たっては、利用者の意見を十分聴き、それを反映させることとします。

##### エ 「心のバリアフリー」の推進

バリアフリー化の推進のためには、ハード整備だけではなく、市民一人ひとりが高齢者や身体に障害のある人などに対する理解を深め、積極的に手助けなどを行う「心のバリアフリー」が欠かせません。

したがって、バリアフリー化設備の整備の推進に併せて、行政機関、事業者、市民などは、互いに連携し、「心のバリアフリー」を推進することとします。

## 2 烏丸地区のバリアフリー化推進にかかる基本理念と基本方針

烏丸地区のバリアフリー化については、全体構想におけるバリアフリー化推進に係る基本理念と基本方針に基づいて推進していきます。

さらに、烏丸地区の特性及びまちづくりの方向性を踏まえ、烏丸地区独自のバリアフリー化推進に係る基本理念と基本方針を以下のとおり定めます。

### (1) 基本理念

#### すべての地域住民と来訪者に優しいまち・烏丸

京都市の中心部に位置する烏丸地区は、多くの商業施設が立地するだけでなく、地域コミュニティが形成された、職と住が共存するにぎわいと活気のあるまちです。この地域で助け合いの推進、バリアフリーの市街地整備などにより、すべての住民に優しいまちを整備するだけでなく、地区への来訪者に対しても心地よいまちを目指します。

### (2) 基本方針

#### ア 誰もが利用しやすい交通結節点のバリアフリー化整備の推進

鉄道から鉄道、鉄道からバスへと乗り換える交通の結節点となっている阪急烏丸駅と地下鉄四条駅において、両駅を結ぶ連絡通路のバリアフリー化の推進を図るとともに、高齢者や身体に障害のある人などの移動制約者の特性に十分配慮した情報案内設備の整備を推進し、烏丸地区への来訪者も含めた誰もが利用しやすい交通施設を目指します。

#### イ 阪急烏丸駅及び地下鉄四条駅と周辺の主要施設とを結ぶ経路の重点的なバリアフリー化の推進

阪急烏丸駅及び地下鉄四条駅から目的地まで、安全・円滑に徒歩で移動できるような交通環境を整備するため、特に阪急烏丸駅及び地下鉄四条駅と多くの高齢者や身体に障害のある人などが利用する施設とを結ぶ経路について、道路や信号機などのバリアフリー化を重点的に推進します。

#### ウ 阪急烏丸駅及び地下鉄四条駅の周辺の居住空間を含めた道路などの一体的なバリアフリー化の推進

古くからの密集市街地があるだけでなく、多くの商業施設や文化財のあるこの地域において、歩いてくらせるまちづくりを推進するために道路環境や居住環境の整備を推進するとともに、(2)イの主要な経路の整備に併せて、それ以外の道路などについても、できる限り一体的なバリアフリー化を推進します。

#### エ 一体的なバリアフリー化事業の推進体制の整備

烏丸地区基本構想に位置付けられた各種事業を、市民をはじめとする利用者の意向を十分反映させながら円滑かつ効果的に実施していくため、事業計画作成の段階から、関係者が十分な情報交換を行い連携を図ることのできるような事業推進体制を整備します。

## オ 「心のバリアフリー」の推進

バリアフリー化設備の整備に併せ、市民が高齢者や身体に障害のある人などに対する理解を深め、手助けなどの積極的な協力を行なうことのできる環境を整備するため、行政機関、公共交通事業者、市民などが互いに連携したソフト施策を展開し、国民全ての責務である「心のバリアフリー」を推進します。